

奈良県における 建設産業振興の取組について

奈良県 県土マネジメント部 建設産業課

1. はじめに

建設業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域の経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える重要な役割を担っています。一方で、建設現場では、就業者の高齢化と若年層の入職者の減少が進むとともに、長時間労働や生産性の向上が問題となっており、将来的な担い手の確保が課題となっています。

奈良県では、これらの課題に対応するため、県土マネジメント部 建設産業課において、建設業の魅力の発信や、建設企業がドローン等のDX機器を導入する際の経費の補助など、建設産業振興のための取組を進めているところです。

本稿では、令和4年度から実施している「奈良県きらぼし建設企業応援制度」を中心に、本県が行っている建設産業振興施策について紹介します。

2. 建設業就業者の現状について

令和2年の国勢調査によると、本県の年齢階級の就業者の割合は、建設業においては就業者の18.0%が65歳以上であり、全産業平均の15.5%を上回っています。一方で、35歳未満の就業者

の割合は15.4%であり、全産業平均の21.4%と比較して、若年層の割合が低くなっています。

また、厚生労働省の「新規学卒就職者の離職状況（令和2年3月卒業者）」によると、全国の令和2年3月卒業者の就職後3年以内の離職率は、建設業では大学卒就職者で30.1%、高校卒就職者で42.4%であり、特に高校卒就職者については、全産業平均の37.0%を上回っている現状があります。

このことから、若年層を中心とした担い手の確保は、建設業の持続的な発展および国民の安全・安心を確保するための喫緊の課題であるといえます。

3. 奈良県の建設産業振興施策について

本県では、建設業における就業者の高齢化や若年層の離職率が高い現状を踏まえ、大きく分けて次の四つの施策を講じているところです。

まず、(1)建設業の魅力を発信することで若年層に建設業に興味を持ってもらい就業を促進する「建設業の魅力発信事業」。次に、(2)ドローン等のDX機器の普及を補助金により支援し、建設業者の生産性を向上させることで労働状況の改善を促す「建設業DX推進事業」。さらに、(3)人材育成のために土木施工管理技士の資格取得を支援する「建設業人材育成事業」や、(4)働き方改革等の促進により新規就業の促進や就業者の定着につなげ

る「奈良県きらぼし建設企業応援制度」を実施しています。

(1) 建設業の魅力発信事業

建設業の魅力を広く発信することで、特に若年層の建設業への就業を促進したいという考えから、建設業で活躍する卒業生と現役高校生との意見交換会、官民一体の「建設業就職フェア」の開催（写真－1）、建設業に興味を持ってもらえるようなPR動画のYouTube等での配信（写真－2）といった施策を実施しています。

(2) 建設業DX推進事業

DX機器の普及を促進することにより、建設業が抱える課題である生産性の向上や働き方改革、担い手の確保を図るため、県内の建設業者が電子



写真－1 建設業就職フェア（令和5年2月開催時）



奈良県建設産業PRチャンネル 二次元コード

写真－2 奈良県建設産業PRチャンネルの動画

小黑板、ドローン、自動追尾型トータルステーション等のDX機器を購入した際に費用の2分の1（上限50万円）を県が補助する「奈良県建設業DX機器導入支援補助金」を設けています。

(3) 建設業人材育成事業

本県では、建設業の持続的な発展のために「技術と経営に優れた建設業者の育成」という理念を掲げており、これを浸透させるため、建設業者を対象に、建設業の経営、技術力、法令遵守をテーマにした講習会を継続的に開催しています。

その中の一つとして、国家資格である1級土木施工管理技士および2級土木施工管理技士の資格取得に向けた検定対策の講習会を実施しています。

(4) 奈良県きらぼし建設企業応援制度

これからの建設業に求められる働き方改革や社会貢献などに積極的に取り組む企業を応援する施策として、「奈良県きらぼし建設企業応援制度」を実施しています（詳細は次項で説明）。

4. 「奈良県きらぼし建設企業応援制度」について

(1) 制度の目的

「奈良県きらぼし建設企業応援制度」による「奈良県きらぼし建設企業認定」は、建設業において担い手の確保、長時間労働等が社会問題となっていることを踏まえ、これからの建設業に求められる働き方改革や社会貢献などに積極的に取り組む企業を「奈良県きらぼし建設企業」として位置付け幅広く周知するものです。認定企業のイメージアップや社員のモチベーションアップ、新規雇用の拡大を図るとともに、認定を受ける企業が増えることにより建設業界全体の発展につなげていくことを目的としています（図－1, 2）。

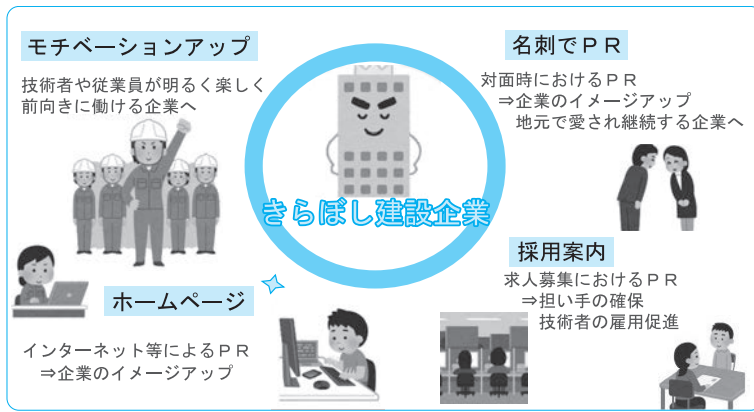


図-1 奈良県きらぼし建設企業のイメージ



図-2 リーフレット

(2) 認定を受けるまでの流れ

建設産業課のウェブページ内の「奈良県きらぼし建設企業応援制度」のページから申請書を取得し、必要事項を入力の上、取組を行っている認定項目の確認書類とともに郵送していただきます(奈良電子自治体共同運営システム「e 古都なら」を利用した電子申請でも受付を行っています)。

建設産業課で審査を行い、(4)に記載の認定基準を満たしていると認められる場合は、認定を受けた企業として、認定日、企業名および認定を受けた取組項目が建設産業課のウェブページに掲載されます。申請は毎月15日締め切りで、基準を満たしている場合は、翌月1日が認定日となります。また、認定の有効期間は2年間です。

(3) 認定事業者数の推移

令和4年12月から認定申請の受付を開始し、令和5年2月1日の第1回認定時に22者が認定を受けました。対象となる県内企業は約4,800者ありますが、認定開始から1年が経過した令和6年2月1日時点の認定事業者数は84者となっています(表-1)。

表-1 奈良県きらぼし建設企業の認定を受けた事業者数の推移

認定年月	R5.2	R5.5	R5.8	R5.11	R6.2
認定企業数(累計)	22者	50者	67者	76者	84者

(4) 認定基準

認定の対象となるのは、建設業許可を有し建設業を営む法人又は個人で、かつ、奈良県内に本店を有する者です。奈良県建設工事競争入札参加資格を有している必要はありません。認定を受けるためには、建設業者が取り組むことで建設業の持続的な発展につながると考えられる四つの分野「1. 働き方改革(計6項目)」、「2. 社会貢献(計5項目)」、「3. 品質確保(計3項目)」、「4. 災害対応(計2項目)」計16項目のうち、いずれか5項目以上の取組を行っている必要があります(表-2)。

なお、認定項目については、経営事項審査における「社会性等評点」項目、奈良県建設工事競争入札参加資格における「格付け基準」、奈良県公契約条例における「社会的価値の評価」項目を参考に設定することで、企業が取り組みやすいようにしています。

(5) 奈良県きらぼし建設企業「ロゴマーク」

奈良県きらぼし建設企業の認定を受けた企業は、あらかじめ申請を行うことにより、奈良県きらぼし建設企業の「ロゴマーク」(図-3)を自社のホームページ、社員の名刺、求人広告、会社説明会資料等に掲載したり、事務所、営業所、工事現場等に掲示したりすることができます(写真-3。使用用途については、あらかじめ県に申請したものに限りま)

表-2 奈良県きらぼし建設企業認定の認定項目

認定項目	認定事業者数
1. 働き方改革…従業員の士気向上、新規雇用を促進！	
①奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録	32者
②女性活躍に係る取組 〔なら女性活躍推進倶楽部の登録、えるぼし・プラチナえるぼしの認定、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定〕	8者
③子育て支援に係る取組 〔トライくるみん・くるみん・プラチナくるみんの認定、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定〕	4者
④所定外労働時間を削減する制度の導入	10者
⑤建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録	50者
⑥インターンシップ又は現場見学会の実施	19者
2. 社会貢献…社会的要請への取組を見える化！	
①障害者職場実習の受入実績	1者
②障害者就労施設等への物品調達・業務委託等の発注実績	0者
③保護観察の対象者又は更正緊急保護の対象者の雇用について協力する雇用主としての登録	5者
④自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施	1者
⑤環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれか）の登録又は認証	78者
3. 品質確保…技術を磨きより良い施工！	
①CPDS・建築士会CPDの利用	62者
②土木施工管理技士等の新規資格取得	29者
③ISO9001の登録	80者
4. 災害対応…地域の守り手として活躍！	
①災害等緊急時に即時に対応できる建設機械の保有又はリース	68者
②緊急維持（小規模維持修繕）業務・雪寒対策業務の契約締結	39者

- ※1 「重複しての認定はできない」としている認定項目もある。
 ※2 各項目の認定を受けている事業者数は、令和6年2月1日時点のもの。



図-3 ロゴマーク



写真-3 工事現場におけるロゴマークの掲示

(6) 今後の展開

「奈良県きらぼし建設企業応援制度」の今後の展開としては、人材育成、労務環境改善等の取組を実施する企業を評価する観点から、一般競争入札における総合評価落札方式の評価項目としての活用を検討しています。

5. おわりに

建設産業振興施策は、すぐに効果が表れるものではなく、継続的に粘り強く実施していく必要があります。建設業を取り巻く環境はますます厳しくなっていますが、「地域の守り手」である建設業の持続的発展は国民の安全・安心に欠かせないものであることから、官民一体となって今後もさまざまな取組を進めていきます。